

第1号様式

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	巡回連絡カードに関するファイル
行政機関等の名称	山口県警察本部長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	<p>岩国警察署（錦帯橋交番、岩国駅前交番、川下交番、南交番、由宇交番、玖珂交番、岩国西幹部交番、和木交番、広瀬幹部交番、藤河駐在所、北河内駐在所、南河内駐在所、師木野駐在所、通津駐在所、本郷駐在所、高森南駐在所、祖生駐在所、米川駐在所、宇佐郷駐在所、美川駐在所、美和駐在所、秋掛駐在所）</p> <p>柳井警察署（柳井駅前交番、周防大島幹部交番、小松交番、田布施交番、平生幹部交番、柳井港駐在所、日積駐在所、伊陸駐在所、伊保庄駐在所、阿月駐在所、平郡駐在所、大島駅前駐在所、蒲野駐在所、戸田駐在所、油田駐在所、森野駐在所、外入駐在所、沖家室駐在所、安下庄駐在所、上関駐在所、室津駐在所、城南駐在所、麻郷駐在所、麻里府駐在所、祝島駐在所、佐賀駐在所）</p> <p>光警察署（署所在地、室積交番、光駅前交番、熊毛交番、上島田駐在所、周防駐在所、大和駐在所、八代駐在所）</p> <p>下松警察署（末武交番、花岡交番、下松駅前交番、江の浦駐在所、米川駐在所）</p> <p>周南警察署（周南団地交番、徳山駅前交番、周南西幹部交番、鹿野交番、櫛浜駐在所、菊川駐在所、夜市駐在所、戸田駐在所、湯野駐在所、須々万駐在所、中須駐在所、須金駐在所、和田駐在所）</p> <p>防府警察署（防府駅前交番、三田尻交番、牟礼交番、華西中関交番、右田大崎交番、富海駐在所、小野駐在所、大道駐在所）</p> <p>山口警察署（山口駅前交番、湯田交番、大内交番、維新公園交番、平川交番、徳地交番、阿東幹部交番、阿東桜交番、仁保駐在所、島地駐在所、八坂駐在所、長門峡駐在所）</p> <p>山口南警察署（新山口駅前交番、阿知須交番、川東駐在所、秋穂二島駐在所、嘉川駐在所、佐山駐在所、秋穂駐在所、大海駐在所）</p>

<p>個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称</p>	<p>宇部警察署（松山交番、上宇部交番、新川交番、宇部駅前交番、東岐波交番、西岐波交番、流川交番、常盤台駐在所、小羽山駐在所、厚東駐在所、二俣瀬駐在所、小野駐在所、船木駐在所、吉部駐在所、万倉駐在所）</p> <p>山陽小野田警察署（小野田駅前交番、セメント町交番、厚狭幹部交番、埴生交番、西の浜駐在所、本山駐在所、渡場駐在所、出合駐在所）</p> <p>小串警察署（署所在地、湯玉駐在所、川棚駐在所、黒井駐在所、室津駐在所、神玉駐在所、神田駐在所、阿川駐在所、栗野駐在所、滝部駐在所、二見駐在所、田耕駐在所）</p> <p>美祢警察署（署所在地、美東交番、麦川駐在所、重安駐在所、於福駐在所、豊田前駐在所、西厚保駐在所、東厚保駐在所、真長田駐在所、秋芳北駐在所、秋吉駐在所、岩永駐在所）</p> <p>長門警察署（長門市駅前交番、油谷交番、通駐在所、仙崎駐在所、湯本駐在所、俵山駐在所、宗頭駐在所、三隅駐在所、黄波戸駐在所、後畑駐在所、川尻駐在所、大浦駐在所）</p> <p>萩警察署（新川交番、江崎幹部交番、山田駐在所、三見駐在所、大井駐在所、見島駐在所、川上駐在所、小川駐在所、吉部駐在所、高俣駐在所、須佐駐在所、弥富駐在所、明木駐在所、佐々並駐在所、福井駐在所、奈古駐在所、福賀駐在所、宇田郷駐在所）</p> <p>下関警察署（海峡交番、幡生交番、下関駅前交番、彦島幹部交番、南交番、勝山交番、川中交番、安岡交番、西山駐在所、吉見駐在所）</p> <p>長府警察署（城下町長府交番、長府駅前交番、小月交番、豊田幹部交番、菊川交番、吉田駐在所、内日駐在所）</p>
<p>個人情報ファイルの利用目的</p>	<p>犯罪の予防、災害事故の防止その他住民の安全で平穏な生活を確保するため</p>
<p>記録項目</p>	<p>【一般家庭】 1 住所、2 電話番号、3 続柄、4 氏名、5 生年月日、6 性別、7 非常時の連絡先</p> <p>【事業所】 1 所在地、2 電話番号、3 名称、4 代表者氏名、5 業種、6 非常時の連絡先</p>
<p>記録範囲</p>	<p>巡回連絡を実施した世帯の世帯主、家族及びその非常時の連絡先</p> <p>巡回連絡を実施した事業所の代表者及びその非常時の連絡先</p>

記録情報の収集方法	巡回連絡	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 山口県警察本部警察情報センター	
	(所在地) 〒753-8504 山口県山口市滝町 1-1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	----- 政令第 21 条第 7 項に 該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考	—	